

# まちづくりナビ

第14回



みなさんのご意見を踏まえ、笠間市立地適正化計画を策定しました！

笠間特別観光大使  
笠間のいな吉®

今回は、住民説明会とパブリックコメントの意見をご報告します。  
また、策定した笠間市立地適正化計画の主な内容についてお知らせします。

## 住民説明会・パブリックコメントの結果概要 (令和2年1月実施)

### 【住民説明会での主な質疑】(延べ95名の方にご参加いただきました)

- ・居住誘導区域内外、都市機能誘導区域内外の違いについて(各種区域のメリット等)
- ・生活機能維持区域\*について(区域を設定する際の条件、名称等)
- ・郊外部(居住誘導区域の外)に家を建築する場合の届出の有無について など

### 【パブリックコメントの主な意見】(1名の方からご意見をいただきました)

- ・生活機能維持区域に位置付けていない既成市街地(居住誘導区域を除く)について、生活機能の維持を行う旨の文言を追加してはどうか

皆さんからのご意見を踏まえて、必要に応じて計画案に修正を加え、令和2年3月末に『笠間市立地適正化計画』を策定しました。今後、計画書の概要版を各戸配布します。

(※生活機能維持区域は「準居住誘導区域」へ名称を変更しました。)

## 《笠間市立地適正化計画の主な内容》

### 各種区域の設定

立地適正化計画では、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、人口密度維持を図る区域等について右図のとおり位置づけます。

※区域の設定方針などはまちづくりナビの第8～11回を参照

### 誘導支援施策(一例)

各種区域に居住機能や都市機能を誘導するための施策を展開していきます。

#### 居住誘導区域で検討している支援施策

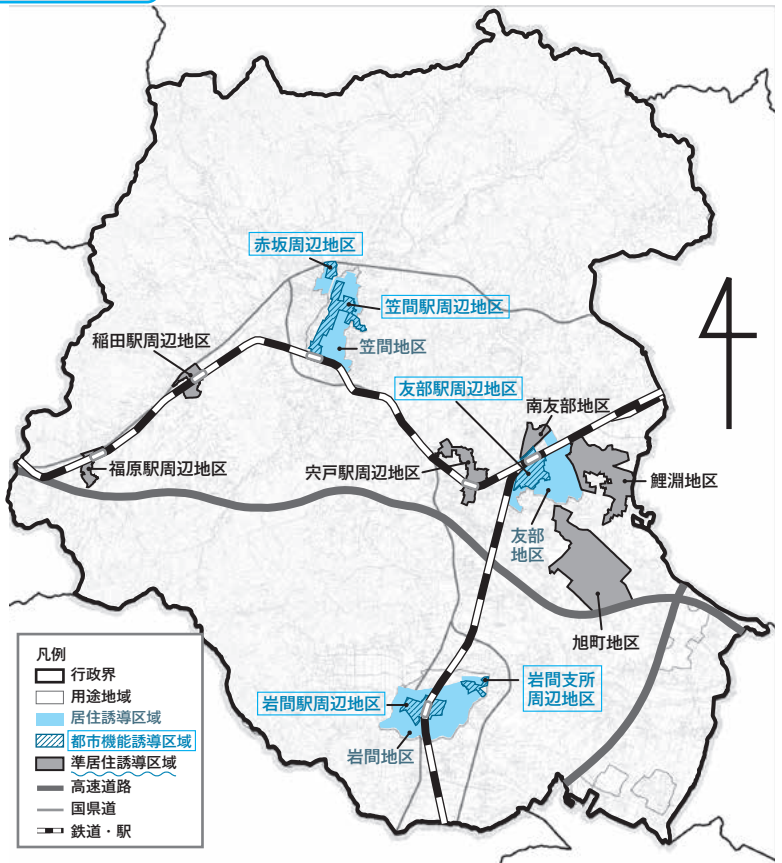
- ・生活道路の利便性、安心、安全の確保
- ・「笠間市空家活用支援補助金」の割増 など

#### 都市機能誘導区域で検討している支援施策

- ・地域に即した公共施設の適正配置計画
- ・高質歩道整備と無電柱化推進 など

#### 広範な連携に関して検討している支援施策

- ・デマンドタクシー、路線バス等といった公共交通の再編、充実 など

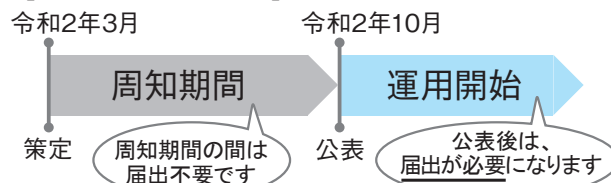


### 届出制度

立地適正化計画の公表後は、各種区域外において、開発・建築を行う場合や、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止しようとする場合に届出が必要となります。

※届出が必要な行為は第12回を参照、詳細は概要版に記載します。

### 【今後のスケジュール】



【問い合わせ】都市計画課 (内線 586)

今回は、景観計画における景観形成の基本方針についてお知らせします。